

## 4/18(土)・19(日)庁舎建替工事に伴う 本庁舎停電による業務停止のお知らせ

庁舎建替工事に伴う本庁舎停電により、4月18日(土)・19日(日)の2日間、次の業務が停止します。  
ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 【元気城下町プラザ(イオンモール大和郡山内)・元気城下町ぷらっと(アピタ大和郡山店内)

住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍関係証明書などの証明発行業務はできません。

※収税業務や物品販売などは通常通り行います。

問合せ＝地域振興課(内線562)、元気城下町プラザ(☎85-5522)、元気城下町ぷらっと(☎55-3322)

### 【マイナンバーカードを使ったコンビニでの交付】

戸籍関係証明書の発行はできません。(住民票の写し・印鑑登録証明書・税関係証明書は発行できます)

問合せ＝市民課(内線312)

### 【図書館】

※貸出(延長)手続き・返却処理・予約等はできません。

問合せ＝図書館(☎55-6600)

	市立図書館	南部公民館図書館
4/18(土)	休館	休館
4/19(日)	図書等閲覧のみ	休館

## 後期高齢者医療保険からのお知らせ

### 保険料率・賦課限度額が変わります

法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます。

(現行) 平成30・令和元年度		➔	(改正後) 令和2・3年度	
・均等割額	45,200円		・均等割額	48,100円
・所得割率	8.89%		・所得割率	9.41%
・一人当たり上限	62万円		・一人当たり上限	64万円

後期高齢者医療制度は、みなさんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

### 保険料の軽減について

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額 (医療費控除や社会保険料控除など各種控除前の額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円を超えない世帯		8.5割	7.75割	7割
33万円を超えない世帯で、「被保険者全員が年金収入 80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	7割 <sup>※1</sup>	8割	7割	
33万円+(28.5万円 <sup>※2</sup> ×世帯の被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+(52万円 <sup>※2</sup> ×世帯の被保険者数)以下	2割	2割		

- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、軽減判定においては、その世帯主の所得が算入されます。
- 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

※1 本則7割軽減の対象の人は、これまで上乗せして軽減されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。

※2 5割軽減と2割軽減の判定基準所得が拡充されました。

(改正前) 基準額28万円→(改正後) 基準額28.5万円

(改正前) 基準額51万円→(改正後) 基準額52万円

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)